

職員に対する福利厚生事業の実施状況

穂高広域施設組合

地方公共団体が実施する福利厚生事業については、民間企業と同様、地方公務員法第42条に基づき、地方公共団体が雇用主として実施しています。

これについては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年 3月29日総務事務次官通知）や「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年 8月31日総務事務次官通知）において、「職員に対する福利厚生事業について、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施すること。」「また、人事行政運営等の状況の公表の一環として福利厚生事業の実施状況等を公表すること。」とされています。

この指針等を踏まえ、福利厚生事業実施状況及び公的負担金等を下記に公表いたします。

1. 互助会について

a) 独自互助会・共同互助会

独自互助会とは、「一の市町村」で設置されている互助会等で、共同互助会とは、「県と市町村」や「複数の市町村等」が共同して設置した互助会等であり、どちらも会員（職員）の福利厚生事業を実施するための公費が投入されたもの、または、投入されていたものです。

当組合では、共同互助会である**長野県市町村職員互助会**に加入をし、職員に対する福利厚生事業を実施しております。

b) 長野県市町村職員互助会

長野県市町村職員互助会は、県内の市町村や一部事務組合等で組織されており、職員から毎月徴収した掛金と、公費負担金により運営されています。

主な事業内容としては、下記、“公費を伴う個人給付事業”の他に、健康増進に係る事業やメンタルヘルスに関する事業等があります。

2. 掛金及び負担金率（令和5年4月1日現在）

給料月額 × 2.8 ÷ 1,000 = 職員個人掛金徴収額

給料総額 × 2.3 ÷ 1,000 = 公費負担金額

3. 公費を伴う個人給付事業の実施状況

令和 5年 4月 1日現在

事業区分	事業内容	実施状況
各種祝金	結婚祝金	○
	出産祝金	○
	入学祝金	○
	その他の祝金	○
弔慰金	職員（会員）本人弔慰金	平成24年度 事業廃止
	家族弔慰金	
	遺児育英資金	
災害	災害見舞金	平成24年度 事業廃止
退会給付	退会給付金等（現金給付）	×
	退会給付金等（金券給付）	×
	退職（会）記念品等	×
医療	医療費一部負担補助（本人）	×
	医療費一部負担補助（家族）	×
	入院・傷病見舞金	○
	人間ドック助成	×
	その他の医療給付	×
	永年勤続（表彰）給付	×
レクリエーション 及びレジャー	保養施設利用助成	×
	レクリエーション活動助成	×
	芸術鑑賞助成	×
その他の事業	見舞金等給付（上記以外）	×
	記念品等（上記以外）	×
	カフェテリア給付制度	×
	施設等利用助成	×
	生命保険等加入	×
	その他の	○

4. 互助会等に対する公費負担額（年額）

	公費負担額	公費負担率	職員数	職員1人当りの公費負担額
平成29年度	98,988円	45.1%	11名	8,999円
平成30年度	96,849円	45.1%	11名	8,804円
令和元年度	95,175円	45.1%	11名	8,652円
令和2年度	96,333円	45.1%	11名	8,758円
令和3年度	89,952円	45.1%	10名	8,995円
令和4年度	84,492円	45.1%	9名	9,388円

※ 公費負担額には、互助会等の事務費・人件費等に充当している負担額が含まれています。